

鳥取県告示第707号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づき、臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成23年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

検 査 日 時	検 査 場 所	家畜の種類
平成24年1月20日 午後1時30分から	東伯郡琴浦町大字松谷606 鳥取県農林総合研究所畜産試験場	牛